

## ■2つの補償を完備

### 怪我等に対して適用される事故

# 物損等に対して適用される補償

#### 傷害補償

スポーツ活動中の事故により被った傷害による死亡後遺障害、入院、手術、通院を補償





#### 賠償責任補償

スポーツ活動中に他人の物を壊したことにより法律上 の損害賠償責任を負うこによって被った損害の補償





## ■補償内容

災害死亡見舞金 疾病死亡見舞金	最高1,000万円	※事故の日からその日を含めて180日以内の死亡
後遺障害見舞金 疾病 後遺症見舞金	最高1,000万円	※事故の日からその日を含め180日以内の後遺障害
入院日額	4,000円	※事故の日からその日を含めて180日以内の 入院、最長60日まで
通院日額	1,500円	※事故の日からその日を含めて180日以内の 通院、 <mark>最長10日まで</mark>
賠償(対人)	1人1億円 1事故5億円	
特定疾病	細菌性食中毒 急性呼吸器疾患(気胸・過換気症候群等) 急性虚血性心疾患(心筋梗塞) 急性脳疾患(くも膜下出血・脳内出血等) 日射病及び熱射病等の熱中症 低体温症 脱水症	

### ■お問合せ

株式会社スポスル

東京都豊島区東池袋1-18-1 Hareza Tower 20F

■担当 野村